

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
目-共-2	1-1-40 諸法令の遵守..... 共-1-28 1-1-41 官公庁等への手続等..... 共-1-31 1-1-42 施工時期及び施工時間の変更..... 共-1-31 1-1-43 工事測量..... 共-1-32 1-1-44 提出書類..... 共-1-32 1-1-45 不可抗力による損害..... 共-1-32 1-1-46 特許権等..... 共-1-33 1-1-47 保険の付保及び事故の補償..... 共-1-33 1-1-48 臨機の措置..... 共-1-34 1-1-49 海上起重作業船団の船団長..... 共-1-34 1-1-50 潜水作業従事者..... 共-1-34 1-1-51 現場技術者等の腕章着用..... 共-1-38 1-1-52 暴力団等による不当要求の排除対策..... 共-1-38 1-1-53 再生資材の利用..... 共-1-39 1-1-54 資材等の県内優先調達..... 共-1-39 1-1-55 下請人の県内優先活用..... 共-1-40 1-1-56 建設機械等に使用する燃料..... 共-1-40 1-1-57 ダンプトラック等による過積載等の防止..... 共-1-40 1-1-58 現道工事における交通処理対策..... 共-1-40 1-1-59 用地境界杭の設置..... 共-1-44 1-1-60 情報共有システムの利用..... 共-1-45 1-1-61 地盤情報の取扱について..... 共-1-45 1-1-62 打合せ等について..... 共-1-45 1-1-63 週休二日の対応..... 共-1-45 1-1-64 石綿使用の有無..... 共-1-45	1-1-40 諸法令の遵守..... 共-1-28 1-1-41 官公庁等への手続等..... 共-1-31 1-1-42 施工時期及び施工時間の変更..... 共-1-31 1-1-43 工事測量..... 共-1-31 1-1-44 提出書類..... 共-1-32 1-1-45 不可抗力による損害..... 共-1-32 1-1-46 特許権等..... 共-1-33 1-1-47 保険の付保及び事故の補償..... 共-1-33 1-1-48 臨機の措置..... 共-1-34 1-1-49 海上起重作業船団の船団長..... 共-1-34 1-1-50 潜水作業従事者..... 共-1-34 1-1-51 現場技術者等の腕章着用..... 共-1-38 1-1-52 暴力団等による不当要求の排除対策..... 共-1-38 1-1-53 再生資材の利用..... 共-1-39 1-1-54 資材等の県内優先調達..... 共-1-39 1-1-55 下請人の県内優先活用..... 共-1-40 1-1-56 建設機械等に使用する燃料..... 共-1-40 1-1-57 ダンプトラック等による過積載等の防止..... 共-1-40 1-1-58 現道工事における交通処理対策..... 共-1-40 1-1-59 用地境界杭の設置..... 共-1-44 1-1-60 情報共有システムの利用..... 共-1-45 1-1-61 地盤情報の取扱について..... 共-1-45 1-1-62 打合せ等について..... 共-1-45 1-1-63 週休二日の対応..... 共-1-45 1-1-64 石綿使用の有無..... 共-1-45 1-1-65 汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法..... 共-1-45	条文追加による目次の追加
共-1-11	第Ⅰ編 共通編 第Ⅰ章 総則 第Ⅰ節 総則 1-1-23 建設副産物 4. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第15条に基づく、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条に規定する建設資材に規定する特定建設資材を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成した後、速やかに監督職員に提出してその内容を説明のうえ、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。また、受注者は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。	第Ⅰ編 共通編 第Ⅰ章 総則 第Ⅰ節 総則 1-1-23 建設副産物 4. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第15条に基づく、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条に規定する建設資材に規定する特定建設資材を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成した後、速やかに監督職員に提出してその内容を説明のうえ、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。また、受注者は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。	諸法令等の改定に伴う修正
共-1-11	1-1-23 建設副産物 記載なし	1-1-23 建設副産物 5. 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	諸法令等の改定に伴う条文の追加

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-11	1-1-23 建設副産物 5. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第34条に基づく、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条に規定する指定副産物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画書（確認結果票含む）を所定の様式に基づき作成した後、速やかに監督職員に提出してその内容を説明のうえ、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。また、受注者は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。	1-1-23 建設副産物 6. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）第34条に基づく、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条に規定する指定副産物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画書（確認結果票含む）を所定の様式に基づき作成した後、速やかに監督職員に提出してその内容を説明のうえ、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。また、受注者は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。	諸法令等の改定に伴う修正、条文追加による番号の修正
共-1-11	1-1-23 建設副産物 記載なし	1-1-23 建設副産物 7. 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変化に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	諸法令等の改定に伴う条文の追加
共-1-12	1-1-23 建設副産物 記載なし	1-1-23 建設副産物 8. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画書に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	諸法令等の改定に伴う条文の追加
共-1-12	1-1-23 建設副産物 記載なし	1-1-23 建設副産物 9. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。	諸法令等の改定に伴う条文の追加
共-1-12	1-1-23 建設副産物 6. 受注者は、建設資材の利用及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負金額が500万円以上の場合には再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を建設副産物情報交換システム(C O B R I S)により所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。 また、工事請負金額が500万円未満であっても、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）の対象工事の場合は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。	1-1-23 建設副産物 10. 受注者は、建設資材の利用及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負金額が500万円以上の場合には再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を建設副産物情報交換システム(C O B R I S)により所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。 また、工事請負金額が500万円未満であっても、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）の対象工事の場合は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。	条文追加による番号の修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-12	1-1-23 建設副産物 7. 受注者は、前項により再生資源利用計画書及び再生資源使用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物情報交換システム(C O B R I S)により作成し、監督職員に提出しなければならない。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。	1-1-23 建設副産物 11. 受注者は、前項により再生資源利用計画書及び再生資源使用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物情報交換システム(C O B R I S)により作成し、監督職員に提出しなければならない。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。	条文追加による番号の修正
共-1-12	1-1-23 建設副産物 8. 受注者（排出事業者）は、次のことに留意し、建設廃棄物の適正な処理に努めなければならない。 （１）建設廃棄物を搬出する際は、事前に建設廃棄物処理委託契約を結ばなければならない。 なお、その際の契約は、排出事業者と収集運搬業者または排出事業者と処分業者との、必ず２者間で結ばなければならない。ただし、収集運搬業者と処分業者が同一業者（許可業者に限る）の場合は、１枚の契約書によることができる。 （２）建設廃棄物を搬出する時は、その都度確実に委託業者に対して産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）を発行しなければならない。	1-1-23 建設副産物 12. 受注者（排出事業者）は、次のことに留意し、建設廃棄物の適正な処理に努めなければならない。 （１）建設廃棄物を搬出する際は、事前に建設廃棄物処理委託契約を結ばなければならない。 なお、その際の契約は、排出事業者と収集運搬業者または排出事業者と処分業者との、必ず２者間で結ばなければならない。ただし、収集運搬業者と処分業者が同一業者（許可業者に限る）の場合は、１枚の契約書によることができる。 （２）建設廃棄物を搬出する時は、その都度確実に委託業者に対して産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）を発行しなければならない。	条文追加による番号の修正
共-1-12	1-1-23 建設副産物 9. 受注者は、建設発生土については、第１編 1-1-23建設副産物２項の規定により適切に処理しなければならない。	1-1-23 建設副産物 13. 受注者は、建設発生土については、第１編 1-1-23建設副産物２項の規定により適切に処理しなければならない。	条文追加による番号の修正
共-1-12	1-1-23 建設副産物 10. 受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。 なお、受注者は、やむを得ず設計図書に定められた場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、監督職員と協議しなければならない。	1-1-23 建設副産物 14. 受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。 なお、受注者は、やむを得ず設計図書に定められた場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、監督職員と協議しなければならない。	条文追加による番号の修正
共-1-13	1-1-23 建設副産物 11. 受注者は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、建設発生土処理にあたり第１編 1-1-6 施工計画書第１項の施工計画書の記載内容に加えて、設計図書に基づき以下の事項を、施工計画書に記載しなければならない。 （１）処理方法（場所・形状等） （２）排水計画 （３）場内維持等	1-1-23 建設副産物 15. 受注者は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、建設発生土処理にあたり第１編 1-1-6 施工計画書第１項の施工計画書の記載内容に加えて、設計図書に基づき以下の事項を、施工計画書に記載しなければならない。 （１）処理方法（場所・形状等） （２）排水計画 （３）場内維持等	条文追加による番号の修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-13	1-1-23 建設副産物 12. 受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入土量が確認できる資料（伝票等）を整備・保管し、監督職員から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。	1-1-23 建設副産物 16. 受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入土量が確認できる資料（伝票等）を整備・保管し、監督職員から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。	条文追加による番号の修正
共-1-13	1-1-23 建設副産物 13. 建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。	1-1-23 建設副産物 17. 建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。	条文追加による番号の修正
共-1-13	1-1-23 建設副産物 14. 受注者は、木くず（産業廃棄物以外）の処分地への搬入数量が確認できる資料を整備・保管し、監督職員から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。	1-1-23 建設副産物 18. 受注者は、木くず（産業廃棄物以外）の処分地への搬入数量が確認できる資料を整備・保管し、監督職員から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。	条文追加による番号の修正
共-1-20	1-1-33 工事中の安全管理（一般事項）1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1-1-33 工事中の安全管理（一般事項）1. 受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸法令等の改定に伴う修正
共-1-23	1-1-33 工事中の安全管理 30. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（国土交通省道路局国道・技術課長通知 令和6年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載しなければならない。	1-1-33 工事中の安全管理 30. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（国土交通省道路局国道・技術課長通知 令和6年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載しなければならない。	諸法令等の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-24	1-1-33 工事中の安全管理 40. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1-1-33 工事中の安全管理 40. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令等の改定に伴う修正
共-1-26	1-1-37 環境対策 6. 受注者は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正 法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1-1-37 環境対策 6. 受注者は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正 法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	諸法令等の改定に伴う修正
共-1-28	1-1-40 諸法令の遵守 1. (10) 健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号） (13) 出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）	1-1-40 諸法令の遵守 1. (10) 健康保険法（令和5年5月改正 法律第31号） (13) 出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正 法律第97号）	諸法令等の改定に伴う修正
共-1-29	1-1-40 諸法令の遵守 1. (15) 道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号） (16) 道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号） (22) 港湾法（令和4年3月改正 法律第7号） (41) 電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号） (42) 消防法（令和3年5月改正 法律第36号） (44) 建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）	1-1-40 諸法令の遵守 1. (15) 道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号） (16) 道路運送法（令和5年4月改正 法律第18号） (22) 港湾法（令和4年11月改正 法律第87号） (41) 電気事業法（令和5年6月改正 法律第44号） (42) 消防法（令和5年6月改正 法律第58号） (44) 建築基準法（令和5年6月改正 法律第58号）	諸法令等の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-30	1-1-40 諸法令の遵守 1. (64) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号) (69) 所得税法 (令和4年6月改正 法律第71号) (71) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号) (73) 電波法 (令和4年6月改正 法律第70号) (76) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号) (77) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号) (81) 個人情報の保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号) (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)	1-1-40 諸法令の遵守 1. (64) 厚生年金保険法 (令和5年3月改正 法律第3号) (69) 所得税法 (令和5年6月改正 法律第44号) (71) 船員保険法 (令和5年5月改正 法律第31号) (73) 電波法 (令和4年12月改正 法律第93号) (76) 農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号) (77) 毒物及び劇物取締法 (令和5年5月改正 法律第36号) (81) 個人情報の保護に関する法律 (令和5年11月改正 法律第79号) (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和5年6月改正 法律第58号) (87) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律 (令和4年制定 法律第37号)	諸法令等の改定に伴う修正
共-1-32	1-1-43 工事測量 記載なし	1-1-43 工事測量 6. (港湾・漁港工事の場合) 当該工事に必要な測量・調査にあたり、G N S Sを使用する場合は、当該工事等の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し承諾を得なければならない。	諸法令等の改定に伴う条文の追加
共-1-32	1-1-43 工事測量 6. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。その指示を受けるものとする。	1-1-43 工事測量 7. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。その指示を受けるものとする。	条文追加による番号の修正
共-1-33	1-1-47 保険の付保及び事故の補償 7. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則30日以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。なお、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。	1-1-47 保険の付保及び事故の補償 7. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を余裕期間制度の適用有無に関わらず、工事請負契約締結後原則30日以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。なお、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。	文言の追加

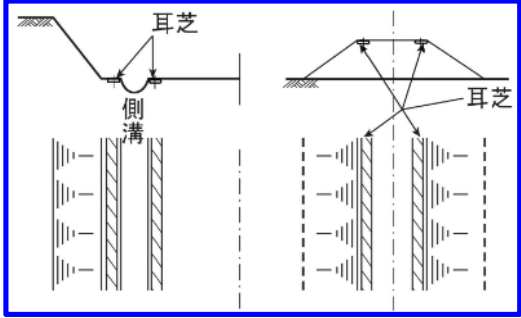
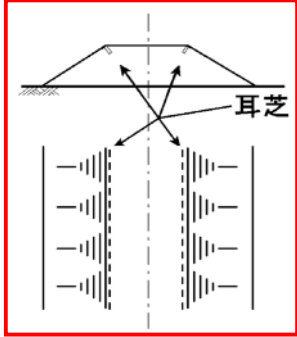
長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-45	記載なし	1-1-64 汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法 汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。 ①再利用の場合 イ) 引張試験による強度評価の場合 ・納品条件：引張試験後、未使用状態で保管しているもの ・提出資料：全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれが多い方について、納品前2ヵ月以内に実施したJIS L 1096による引張試験の試験成績表 ・強度評価：引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。 ロ) 使用履歴による強度評価の場合 ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表） ・強度評価：「汚濁防止膜技術資料（案）」（H25.9（一財）港湾空港総合技術センター）に基づき、使用履歴（設置期間の合計）により算出したものを強度として評価する。 ハ) 使用履歴（I Cタグ）による強度評価の場合 ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書 ・強度評価：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。 ②未使用品の場合 ・納品条件：製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの ・提出資料：カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）	諸法令等の改定に伴う条文の追加

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																		
共-2-3	第2章 材料 第2節 工事材料の品質 7. 表2-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材 Ⅱ 鋼材 <table><tr><td>7 鉄鋼</td><td>鉄線 JIS G 3532</td><td>JIS G 3532</td></tr><tr><td></td><td>溶接金網 JIS G 3551</td><td>JIS G 3551</td></tr><tr><td></td><td>ひし形金網</td><td>JIS G 3552</td></tr></table>	7 鉄鋼	鉄線 JIS G 3532	JIS G 3532		溶接金網 JIS G 3551	JIS G 3551		ひし形金網	JIS G 3552	第2章 材料 第2節 工事材料の品質 7. 表2-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材 Ⅱ 鋼材 <table><tr><td>7 鉄鋼</td><td>鉄線 JIS G 3532</td><td>JIS G 3532</td></tr><tr><td></td><td>溶接金網及び鉄筋格子 JIS G 3551</td><td>JIS G 3551</td></tr><tr><td></td><td>ひし形金網</td><td>JIS G 3552</td></tr></table>	7 鉄鋼	鉄線 JIS G 3532	JIS G 3532		溶接金網及び鉄筋格子 JIS G 3551	JIS G 3551		ひし形金網	JIS G 3552	諸法令等の改定に伴う修正
7 鉄鋼	鉄線 JIS G 3532	JIS G 3532																			
	溶接金網 JIS G 3551	JIS G 3551																			
	ひし形金網	JIS G 3552																			
7 鉄鋼	鉄線 JIS G 3532	JIS G 3532																			
	溶接金網及び鉄筋格子 JIS G 3551	JIS G 3551																			
	ひし形金網	JIS G 3552																			
共-2-4	第5節 骨材 2-5-1 一般事項 Ⅰ. JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書A（レディーミクストコンクリート用骨材）	第5節 骨材 2-5-1 一般事項 Ⅰ. JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書JA（レディーミクストコンクリート用骨材）	諸法令等の改定に伴う修正																		
共-2-20	第8節 セメント及び混和材料 2-8-3 混和材料 5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定]JSCE-D102-2018吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10月）の規格に適合するものとする。	第8節 セメント及び混和材料 2-8-3 混和材料 5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]JSCE-D102-2023吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2023年9月）の規格に適合するものとする。	諸法令等の改定に伴う修正																		
共-2-20	2-8-4 コンクリート用水 Ⅰ. コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）付属書C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。	2-8-4 コンクリート用水 Ⅰ. コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）付属書JC（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。	諸法令等の改定に伴う修正																		
共-2-26	第10節 瀝青材料 2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年12月改正 政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、表2-31、表2-32の規格に適合するものとする。	第10節 瀝青材料 2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、表2-31、表2-32の規格に適合するものとする。	諸法令等の改定に伴う修正																		
共-3-1	第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 環境省 水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）	第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第6号）（令和5年3月）	誤記修正、諸法令等の改定に伴う修正																		

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-2	第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月) 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編) [2018年制定] (2018年10月)	第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改定版] (令和5年2月) 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和5年4月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編) [2023年制定] (2018年10月)	諸法令等の改定に伴う修正
共-3-9	第3章 一般施工 第3節 共通の工種 3-3-7 植生工 6. 受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度に張る芝をいうものとする。  図3-1 耳 芝	第3章 一般施工 第3節 共通の工種 3-3-7 植生工 6. 受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に幅10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。  図3-1 耳 芝	文言・図表等の修正
共-5-1	第5章 無筋・鉄筋コンクリート 第1節 適用 3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めがない事項については、「コンクリート標準示方書 (施工編) [2017年制定]」 (土木学会 2018年3月) のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	第5章 無筋・鉄筋コンクリート 第1節 適用 3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めがない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2023年制定] (施工編)」 (土木学会、2023年9月) のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸法令等の改定に伴う修正
共-5-1	第2節 適用すべき諸基準 1. 土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】[2017年制定] (2018年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】[2017年制定] (2018年3月)	第2節 適用すべき諸基準 1. 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2023年制定] (2023年9月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2023年制定] (2023年3月)	諸法令等の改定に伴う修正

頁	改定前	改定後	摘要																																																		
共-5-6	第5節 現場練りコンクリート 5-5-4 材料の計量及び練混ぜ 2. (4) <table><tr><th>材料の種類</th><th>許容誤差 (%)</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>2 ※</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内	材料の種類	許容誤差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 ※	混和剤	3	第5節 現場練りコンクリート 5-5-4 材料の計量及び練混ぜ 2. (4) <table><tr><th>材料の種類</th><th>計量値の許容差 (%)</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>2 ※</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) 以内とする。	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 ※	混和剤	3	諸法令等の改定に伴う修正																										
材料の種類	許容誤差 (%)																																																				
水	1																																																				
セメント	1																																																				
骨材	3																																																				
混和材	2 ※																																																				
混和剤	3																																																				
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																																				
水	1																																																				
セメント	1																																																				
骨材	3																																																				
混和材	2 ※																																																				
混和剤	3																																																				
共-5-6	5-5-4 材料の計量及び練混ぜ 2. (6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表5-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。	5-5-4 材料の計量及び練混ぜ 2. (6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表5-2に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸法令等の改定に伴う修正																																																		
共-5-11	第6節 運搬・打設 5-6-9 養生 2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-3を標準とする。 なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表5-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。 <table><tr><th colspan="4">表5-3 コンクリートの標準養生期間</th></tr><tr><th>日平均気温</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>混合セメントB種</th><th>早強ポルトランドセメント</th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>5日</td><td>7日</td><td>3日</td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>7日</td><td>9日</td><td>4日</td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>9日</td><td>12日</td><td>5日</td></tr></table> [注] 寒中コンクリートの場合は、第1編第5章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。	表5-3 コンクリートの標準養生期間				日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	第6節 運搬・打設 5-6-9 養生 2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-3を目安とする。 なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表5-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。 <table><tr><th colspan="6">表5-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</th></tr><tr><th>日平均気温</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>混合セメントB種</th><th>中庸熱ポルトランドセメント</th><th>低熱ポルトランドセメント</th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>3日</td><td>5日</td><td>7日</td><td>8日</td><td>10日</td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>4日</td><td>7日</td><td>9日</td><td>9日</td><td>※</td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>5日</td><td>9日</td><td>12日</td><td>12日</td><td>※</td></tr></table> ※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 [注] 寒中コンクリートの場合は、第1編第5章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。	表5-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安						日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※	諸法令等の改定に伴う修正
表5-3 コンクリートの標準養生期間																																																					
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																																		
15℃以上	5日	7日	3日																																																		
10℃以上	7日	9日	4日																																																		
5℃以上	9日	12日	5日																																																		
表5-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安																																																					
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																																
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																																
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																																

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																																																				
共-5-12	第7節 鉄筋工 5-7-3 加工 3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 2018年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	第7節 鉄筋工 5-7-3 加工 3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 2023年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸法令等の改定に伴う修正																																																				
共-5-16	第9節 暑中コンクリート 5-9-2 施工 3. 打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	第9節 暑中コンクリート 5-9-2 施工 3. 打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。	諸法令等の改定に伴う修正																																																				
共-5-18	第10節 寒中コンクリート 5-10-3 養生 5. 表5-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間 <table><tr><th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th><th rowspan="2">養生温度</th><th colspan="3">セメントの種類</th></tr><tr><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>混合セメントB種</th></tr><tr><td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td><td>5℃</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>12 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>9 日</td></tr><tr><td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td><td>5℃</td><td>4 日</td><td>3 日</td><td>5 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3 日</td><td>2 日</td><td>4 日</td></tr></table> 注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	第10節 寒中コンクリート 5-10-3 養生 5. 表5-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間 <table><tr><th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th><th rowspan="2">養生温度</th><th colspan="3">セメントの種類</th></tr><tr><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>混合セメントB種</th></tr><tr><td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td><td>5℃</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>12 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>9 日</td></tr><tr><td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td><td>5℃</td><td>4 日</td><td>3 日</td><td>5 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3 日</td><td>2 日</td><td>4 日</td></tr></table> 注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	諸法令等の改定に伴う修正
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度			セメントの種類																																																			
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																			
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日																																																			
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																			
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日																																																			
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																			
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																					
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																			
(1) 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日																																																			
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																			
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日																																																			
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																			
共-5-19	第12節 水中コンクリート 5-12-2 施工 7. 受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー又はコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について、監督職員と協議しなければならない。	第12節 水中コンクリート 5-12-2 施工 7. 受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。	諸法令等の改定に伴う修正																																																				
共-5-20	5-12-2 施工 9.トレミー打設 (1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。	5-12-2 施工 9.トレミー打設 (1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。	諸法令等の改定に伴う修正																																																				

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

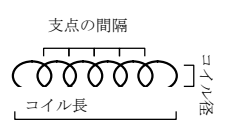
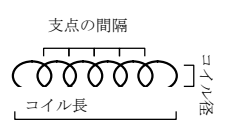
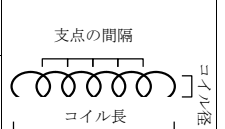
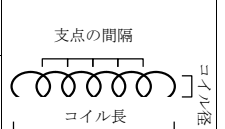
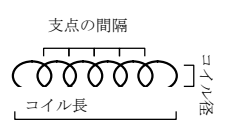
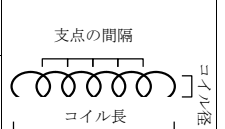
頁	改定前	改定後	摘要
共-5-20	5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 1. 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 1. 受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。	諸法令等の改定に伴う修正
共-5-20	5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、監督職員の承諾を得なければならない。	5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、監督職員の承諾を得なければならない。	諸法令等の改定に伴う修正
共-5-21	第13節 水中不分離性コンクリート 5-13-3 コンクリートの製造 3.材料の計量 (1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	第13節 水中不分離性コンクリート 5-13-3 コンクリートの製造 3.材料の計量 (1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編第5節5-5-4材料の計量及び練混ぜ、表5-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸法令等の改定に伴う修正
共-5-26	第16節 コンクリートの耐久性向上対策 5-16-5 アルカリ骨材反応対策 1. (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 なお、試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。 JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法）」による骨材試験は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取には受注者が立ち会うことを原則とする。また、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験（モルタルバー法）」による骨材試験の結果用いる場合には、試験成績表により確認するとともに、信頼できる試験機関において、JIS A 1804「コンクリート生産工程管理用試験方法－骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）」で骨材が無害であることを確認するものとする。この場合、試験に用いる骨材の採取には受注者が立ち会うことを原則とする。	第16節 コンクリートの耐久性向上対策 5-16-5 アルカリ骨材反応対策 1. (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 なお、試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）による。 JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）による骨材試験は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取には受注者が立ち会うことを原則とする。また、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）による骨材試験の結果を用いる場合には、試験成績表により確認するとともに、信頼できる試験機関において、JIS A 1804「コンクリート生産工程管理用試験方法－骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）」で骨材が無害であることを確認するものとする。この場合、試験に用いる骨材の採取には受注者が立ち会うことを原則とする。	諸基準等の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-27	5-16-6 水セメント比 受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、設計図書に定めがある場合を除き、表5-6、表5-7によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。 なお、セメントの一部と置換して、フライアッシュを混和材として用いる場合には、「水セメント比 (W/C)」を「水結合材比 (W/(C+FA))」に読み替えるものとする。	5-16-6 水セメント比 受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、設計図書に定めがある場合を除き、表5-6、表5-7によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。ただし、品管監査合格工場等が製造するコンクリートにおいて、表5-6、表5-7で指定された水セメント比を満足するために設計基準強度以上の呼び強度が必要となる場合の協議は不要とする。 なお、セメントの一部と置換して、フライアッシュを混和材として用いる場合には、「水セメント比 (W/C)」を「水結合材比 (W/(C+FA))」に読み替えるものとする。	工事提出書類簡素化のため 条文に追記

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																	
河-1-7	第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第5節 法覆護岸工 1-5-9 多自然型護岸工 5. 表1-7 線材の品質管理 <table><tr><th>項目 試験場所</th><th>試験項目</th><th>規 格 値</th><th>試 験 方 法</th><th>試験の頻度</th></tr><tr><td rowspan="6">めっき工場</td><td>線 径</td><td>$\left[\begin{array}{c} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right]$</td><td>JISG3547 準拠</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>290N/mm 2 以上</td><td>JISG3547 準拠</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td>ねじり特性</td><td>JIS G 3547 の 4.3</td><td>JISG3547 準拠</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td>巻 付 性</td><td>線径の 1.5 倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td><td>JISG3547 準拠</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td>めっき成分</td><td>表1-7 線材の品質及び規格を参照</td><td>原子吸光分析法または ICP 発光分析法</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td>めっき付着量</td><td>表1-7 線材の品質及び規格を参照</td><td>JISG3547 準拠</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td rowspan="5">公的機関</td><td>線 径</td><td>$\left[\begin{array}{c} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right]$</td><td>JISG3547 準拠</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>290N/mm 2 以上</td><td>JISG3547 準拠</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>めっき成分</td><td>表1-7 線材の品質及び規格を参照</td><td>原子吸光分析法または ICP 発光分析法</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>めっき付着量</td><td>表1-7 線材の品質及び規格を参照</td><td>JISG3547 準拠</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td colspan="4"></td></tr></table> ※) 1巻線とはめっき工場における製造単位を言い約1tとする 注) () 書きはかご厚30cm規格、[] 書きはかご厚50cm規格	項目 試験場所	試験項目	規 格 値	試 験 方 法	試験の頻度	めっき工場	線 径	$\left[\begin{array}{c} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right]$	JISG3547 準拠	5巻線に1回	引張強さ	290N/mm 2 以上	JISG3547 準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JISG3547 準拠	5巻線に1回	巻 付 性	線径の 1.5 倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547 準拠	5巻線に1回	めっき成分	表1-7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法または ICP 発光分析法	5巻線に1回	めっき付着量	表1-7 線材の品質及び規格を参照	JISG3547 準拠	5巻線に1回	公的機関	線 径	$\left[\begin{array}{c} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right]$	JISG3547 準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm 2 以上	JISG3547 準拠	200巻線に1回	めっき成分	表1-7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法または ICP 発光分析法	200巻線に1回	めっき付着量	表1-7 線材の品質及び規格を参照	JISG3547 準拠	200巻線に1回					第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第5節 法覆護岸工 1-5-9 多自然型護岸工 5. 表1-7 線材の品質管理 <table><tr><th>項目 試験場所</th><th>試験項目</th><th>規 格 値</th><th>試 験 方 法</th><th>試験の頻度</th></tr><tr><td rowspan="6">めっき工場</td><td>線 径</td><td>$\left[\begin{array}{c} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right]$</td><td>JIS G 3547 準拠</td><td>5巻線^{※1}に1回</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>290N/mm 2 以上</td><td>JIS G 3547 準拠</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td>ねじり特性</td><td>JIS G 3547 の 4.3</td><td>JIS G 3547 準拠</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td>巻 付 性</td><td>線径の 1.5 倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td><td>JIS G 3547 準拠</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td>めっき成分</td><td>※2</td><td>原子吸光分析法または ICP 発光分析法</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td>めっき付着量</td><td>※2</td><td>JIS G 3547 準拠</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td rowspan="8">公的機関</td><td>線 径</td><td>$\left[\begin{array}{c} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right]$</td><td>JIS G 3547 準拠</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>290N/mm 2 以上</td><td>JIS G 3547 準拠</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>母材の健全性</td><td>母材に傷が付いていないこと</td><td>JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>めっき成分</td><td>※2</td><td>原子吸光分析法または ICP 発光分析法</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>めっき付着量</td><td>※2</td><td>JIS G 3547 準拠</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">摩擦抵抗 (蓋材のみ)</td><td>短期性能型 摩擦係数 0.90 以上</td><td>面的摩擦試験、または線の摩擦試験</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>長期性能型 摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗型)</td><td>線材摩耗試験後の線の摩擦試験または面材摩耗試験後の面的摩耗試験</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td colspan="4"></td></tr></table> [注1] ※1 巻線とは、工場における製造単位を言い、約1tとする ※2 めっき成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能試験に使用した製品のめっき成分及び付着量を基に決定する。 なお、めっき鉄線以外の線材については、めっき成分及びめっき付着量の試験項目を省略できるものとする。 [注2] 線径の基準値の () 書きは、30cm 規格、[] 書きは、50cm 規格 [注3] めっき鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠型基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。	項目 試験場所	試験項目	規 格 値	試 験 方 法	試験の頻度	めっき工場	線 径	$\left[\begin{array}{c} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線 ^{※1} に1回	引張強さ	290N/mm 2 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	巻 付 性	線径の 1.5 倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	めっき成分	※2	原子吸光分析法または ICP 発光分析法	5巻線に1回	めっき付着量	※2	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	公的機関	線 径	$\left[\begin{array}{c} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm 2 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	めっき成分	※2	原子吸光分析法または ICP 発光分析法	200巻線に1回	めっき付着量	※2	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数 0.90 以上	面的摩擦試験、または線の摩擦試験	200巻線に1回	長期性能型 摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗型)	線材摩耗試験後の線の摩擦試験または面材摩耗試験後の面的摩耗試験	200巻線に1回					諸法令等の改定に伴う修正
項目 試験場所	試験項目	規 格 値	試 験 方 法	試験の頻度																																																																																																																
めっき工場	線 径	$\left[\begin{array}{c} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right]$	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																
	引張強さ	290N/mm 2 以上	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																
	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																
	巻 付 性	線径の 1.5 倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																
	めっき成分	表1-7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法または ICP 発光分析法	5巻線に1回																																																																																																																
	めっき付着量	表1-7 線材の品質及び規格を参照	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																
公的機関	線 径	$\left[\begin{array}{c} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right]$	JISG3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																
	引張強さ	290N/mm 2 以上	JISG3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																
	めっき成分	表1-7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法または ICP 発光分析法	200巻線に1回																																																																																																																
	めっき付着量	表1-7 線材の品質及び規格を参照	JISG3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																
項目 試験場所	試験項目	規 格 値	試 験 方 法	試験の頻度																																																																																																																
めっき工場	線 径	$\left[\begin{array}{c} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線 ^{※1} に1回																																																																																																																
	引張強さ	290N/mm 2 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																
	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																
	巻 付 性	線径の 1.5 倍の円筒に6回以上巻付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																
	めっき成分	※2	原子吸光分析法または ICP 発光分析法	5巻線に1回																																																																																																																
	めっき付着量	※2	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																																
公的機関	線 径	$\left[\begin{array}{c} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																
	引張強さ	290N/mm 2 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																																																																																
	めっき成分	※2	原子吸光分析法または ICP 発光分析法	200巻線に1回																																																																																																																
	めっき付着量	※2	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																																
	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数 0.90 以上	面的摩擦試験、または線の摩擦試験	200巻線に1回																																																																																																																
		長期性能型 摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗型)	線材摩耗試験後の線の摩擦試験または面材摩耗試験後の面的摩耗試験	200巻線に1回																																																																																																																

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																												
河-1-8	1-5-9 多自然型護岸工 5. 表 1-9 連結コイル線 <table><tr><td>線 径</td><td>コイル径</td><td>連結支点 の 間 隔</td><td>コイル長</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>5 mm 以上</td><td>5 0 mm 以 下</td><td>8 0 mm 以 下</td><td>5 0 cm 以 上</td></tr></table>	線 径	コイル径	連結支点 の 間 隔	コイル長		5 mm 以上	5 0 mm 以 下	8 0 mm 以 下	5 0 cm 以 上	1-5-9 多自然型護岸工 5. 表 1-9 連結コイル線 <table><tr><td>線 径</td><td>コイル径</td><td>連結支点の 間隔</td><td>コイル長</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>5 mm</td><td>50 mm以下</td><td>80mm 以下</td><td>(高さ方向 30cm) (その他 50cm 以上) 50cm 以上</td></tr></table> [注] コイル長の上段：（ ） 書きは、かごの厚さ 30cm 規格の場合	線 径	コイル径	連結支点の 間隔	コイル長		5 mm	50 mm以下	80mm 以下	(高さ方向 30cm) (その他 50cm 以上) 50cm 以上	諸法令等の改定に伴う修正										
線 径	コイル径	連結支点 の 間 隔	コイル長																												
5 mm 以上	5 0 mm 以 下	8 0 mm 以 下	5 0 cm 以 上																												
線 径	コイル径	連結支点の 間隔	コイル長																												
5 mm	50 mm以下	80mm 以下	(高さ方向 30cm) (その他 50cm 以上) 50cm 以上																												
河-3-1	第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月）	第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 河川砂防技術基準（令和5年10月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和5年3月）	諸法令等の改定に伴う修正																												
河-4-2	第4章 水門 第3節 工場製作工 4-3-2 材料 3. 表 4-1 溶接材料区分 <table><tr><th></th><th>使 用 区 分</th></tr><tr><td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td></tr><tr><td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td><td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td><td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td></tr></table> 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490 以上の鋼材を溶接する場合		使 用 区 分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	第4章 水門 第3節 工場製作工 4-3-2 材料 3. 表 5-1 溶接材料区分 <table><tr><th>使用区分</th><th>使用する溶接材料</th></tr><tr><td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td><td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td></tr></table> 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 を溶接する場合	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	諸法令等の改定に伴う修正
	使 用 区 分																														
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																														
使用区分	使用する溶接材料																														
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																														

頁	改定前	改定後	摘要																												
河-5-1	第5章 堰 第1節 適用 5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定によらなければならない。	第5章 堰 第1節 適用 5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定によらなければならない。	諸法令等の改定に伴う修正																												
河-5-3	第3節 工場製作工 5-3-2 材料 表5-1 溶接材料区分 <table><tr><th></th><th>使用区分</th></tr><tr><td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td></tr><tr><td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td><td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td><td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td></tr></table> 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素溶接棒を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490 以上の鋼材を溶接する場合		使用区分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	第3節 工場製作工 5-3-2 材料 表5-1 溶接材料区分 <table><tr><th>使用区分</th><th>使用する溶接材料</th></tr><tr><td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td><td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td></tr></table> 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 を溶接する場合	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	諸法令等の改定に伴う修正
	使用区分																														
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																														
使用区分	使用する溶接材料																														
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																														

頁	改定前	改定後	摘要																												
砂-1-1	第4編 砂防・地すべり・急傾斜編 第1章 砂防ダム 第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2013年制定]（2013年10月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]（2018年3月）	第4編 砂防・地すべり・急傾斜編 第1章 砂防ダム 第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2023年制定]（2023年9月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]（2023年9月）	諸基準等の改定に伴う修正																												
砂-1-2	第3節 工場製作工 1-3-2 材料 3. 表 1-1 溶接材料区分 <table><tr><th></th><th>使用区分</th></tr><tr><td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td></tr><tr><td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td><td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td><td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td></tr></table> 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490 以上の鋼材を溶接する場合		使用区分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	第3節 工場製作工 1-3-2 材料 3. 表 1-1 溶接材料区分 <table><tr><th>使用区分</th><th>使用する溶接材料</th></tr><tr><td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低強度側の母材と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td><td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td></tr></table> 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 を溶接する場合	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	諸基準等の改定に伴う修正
	使用区分																														
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																														
使用区分	使用する溶接材料																														
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																														

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
ダ-1-1	第5編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2013年制定]（2013年10月）	第5編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2023年制定]（2023年9月）	諸基準等の改定に伴う修正
ダ-1-3	第4節 ダムコンクリート工 1-4-5 材料の計量 2. 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。	第4節 ダムコンクリート工 1-4-5 材料の計量 2. 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編第5節5-5-4材料の計量及び練混ぜ、表5-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準等の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表（R7.4.1）

頁	改定前	改定後	摘要																												
道-2-1	第6編 道路編 第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 土木学会 舗装標準示方書（平成27年10月）	第6編 道路編 第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 土木学会 舗装標準示方書[2023年制定]（令和5年10月）	諸基準等の改定に伴う修正																												
道-2-9	第3節 舗装工 2-3-10 コンクリート舗装工 4. 初期養生は、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/㎡程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うものとする。	第3節 舗装工 2-3-10 コンクリート舗装工 4. 初期養生は、十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うものとする。	条文の追記																												
道-3-2	第3章 橋梁下部 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	第3章 橋梁下部 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改定版]（令和5年2月）	諸基準等の改定に伴う修正																												
道-4-3	第4章 橋梁上部 第3節 工場製作工 4-3-2 材料 3. 表4-1 溶接材料区分 <table><tr><th></th><th>使用区分</th></tr><tr><td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td><td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td><td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td></tr></table> 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接を使用するものとする。 （1）耐候性鋼材を溶接する場合 （2）SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 を溶接する場合		使用区分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	第4章 橋梁上部 第3節 工場製作工 4-3-2 材料 3. 表4-1 溶接材料区分 <table><tr><th>使用区分</th><th>使用する溶接材料</th></tr><tr><td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td><td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td></tr></table> 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。 （1）耐候性鋼材を溶接する場合 （2）SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 を溶接する場合	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	諸基準等の改定に伴う修正
	使用区分																														
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																														
使用区分	使用する溶接材料																														
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																														

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-5-7	第4節 PC橋工 5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工 2. (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）[2018年制定]」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	第4節 PC橋工 5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工 2. (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）[2023年制定]」（土木学会、2023年9月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準等の改定に伴う修正
道-6-2	第6章 トンネル（NATM） 第2節 適用すべき諸基準 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成30年1月）	第6章 トンネル（NATM） 第2節 適用すべき諸基準 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（令和6年3月）	諸基準等の改定に伴う修正
道-8-1	第8章 コンクリートシェッド 第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定]（2018年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]（2018年3月）	第8章 コンクリートシェッド 第2節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定]（2023年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]（2023年9月）	諸基準等の改定に伴う修正
道-15-21	第15章 道路維持 第20節 植栽維持工 15-20-2 材料 1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質証明書等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。	第15章 道路維持 第20節 植栽維持工 15-20-2 材料 1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質証明書等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。	諸基準等の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表（R7.4.1）

頁	改定前	改定後	摘要
道-16-2	第16章 雪寒 第3節 除雪工 16-3-1 一般事項 7. 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に報告するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。 また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除雪月報を監督職員に提出しなければならない。	第16章 雪寒 第3節 除雪工 16-3-1 一般事項 7. 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するとともに、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。 また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除雪月報を監督職員に提出しなければならない。	諸基準等の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表（R7.4.1）

頁	改定前	改定後	摘要
目-7-3	第17節 コンクリート 港-1-12 1-17-1 一般事項..... 港-1-12 1-17-2 レディーミクストコンクリート..... 港-1-12 1-17-3 コンクリートミキサー船..... 港-1-12 1-17-4 現場練りコンクリート..... 港-1-12 1-17-5 暑中コンクリート..... 港-1-13 1-17-6 寒中コンクリート..... 港-1-13 1-17-7 水中コンクリート..... 港-1-13 1-17-8 袋詰コンクリート..... 港-1-13 1-17-9 水中不分離性コンクリート..... 港-1-13 1-17-10 プレパックドコンクリート..... 港-1-13 1-17-11 コンクリート舗装..... 港-1-13 第18節 アスファルトコンクリート 港-1-14 1-18-1 アスファルト舗装..... 港-1-14 第19節 その他 港-1-14 1-19-1 ペーパードレーン..... 港-1-14 1-19-2 路盤紙..... 港-1-14 1-19-3 防砂目地板（裏込・裏埋工）..... 港-1-14 1-19-4 区画線及び道路標示..... 港-1-14 1-19-5 道路標識..... 港-1-15 1-19-6 防護柵..... 港-1-15 1-19-7 溶接材..... 港-1-15 1-19-8 ガス切断材..... 港-1-15 1-19-9 汚濁防止膜..... 港-1-15	第17節 コンクリート 港-1-12 1-17-1 一般事項..... 港-1-12 1-17-2 レディーミクストコンクリート..... 港-1-13 1-17-3 コンクリートミキサー船..... 港-1-13 1-17-4 現場練りコンクリート..... 港-1-13 1-17-5 暑中コンクリート..... 港-1-13 1-17-6 寒中コンクリート..... 港-1-13 1-17-7 水中コンクリート..... 港-1-13 1-17-8 袋詰コンクリート..... 港-1-13 1-17-9 水中不分離性コンクリート..... 港-1-13 1-17-10 プレパックドコンクリート..... 港-1-13 1-17-11 コンクリート舗装..... 港-1-13 第18節 アスファルトコンクリート 港-1-14 1-18-1 アスファルト舗装..... 港-1-14 第19節 その他 港-1-14 1-19-1 ペーパードレーン..... 港-1-14 1-19-2 路盤紙..... 港-1-14 1-19-3 防砂目地板（裏込・裏埋工）..... 港-1-15 1-19-4 区画線及び道路標示..... 港-1-15 1-19-5 道路標識..... 港-1-15 1-19-6 防護柵..... 港-1-15 1-19-7 溶接材..... 港-1-15 1-19-8 ガス切断材..... 港-1-15 1-19-9 汚濁防止膜..... 港-1-15	ページ番号の修正
港-1-1	第7編 港湾・漁港編 第1章 材料 第2節 土 1-2-1 一般事項 3. 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成30年4月)」を参考にするとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質 評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。	第7編 港湾・漁港編 第1章 材料 第2節 土 1-2-1 一般事項 3. 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(令和5年10月)」を参考にするとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質 評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R7.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
港-1-10	第13節 防舷材 1-13-1 ゴム防舷材 記載なし	第13節 防舷材 1-13-1 ゴム防舷材 6. ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 試験環境証明では次の事項における確認結果を提出するものとする。 (1) 静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの仕様や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性 (2) 静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証 (3) 物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性	諸法令等の改定に伴う条文の追加